

平成30年3月17日
山形県司法書士会 会員研修会資料

日本司法書士会連合会
司法書士執務調査室執務部会室委員
青垣幸仁

犯罪収益移転防止法と司法書士実務について
～犯罪収益移転防止法，会則（基準），職責など～

第1．マナー・ローンダリング等に対する日司連の取り組みと司法書士の職責

1．日司連の取り組み

- 「本人確認等に関する資料集」の発行（平成20年8月）
- 「犯罪による収益の移転防止に関する執務指針」の制定
（平成22年4月22日 日司連発第93号）
- 「犯罪による収益移転防止に関する法律の一部改正について」
（平成25年2月5日 日司連発第1833号）
- 「犯罪による収益移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として国民年金手帳が用いられた場合の基礎年金番号の取扱いに関する留意事項について」
（平成27年12月3日 日司連常発第106号）
- 「犯罪収益移転防止法の一部改正について」
（平成28年9月30日 日司連発第1016号）
- 「本人確認等に関する資料集（追補版）（仮）」の発行（予定）

2．司法書士の職責

犯罪収益移転防止法による確認と司法書士の職責に基づく確認との違い

- ・犯罪収益移転防止法・・・「実在性」「同一性」
- ・司法書士の職責・・・「実在性」「同一性」+「適格性」「意思」
「人」「物」「意思」の確認（司法書士倫理第54条1項）

『司法書士の職責に基づく本人確認義務の根拠』

実質的な根拠・・・司法書士法第1条，第2条

登記申請代理における実定法上の根拠・・・不動産登記法第23条4項1号

倫理的定め・・・司法書士倫理第54条1項

会則基準・・・司法書士会会則基準第91条の2

「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」の一部改正について
(平成28年1月27日 日司連発第1529号)

「会員指導及び連絡について」
(平成25年7月17日 日司連発第321号)

3. 不動産登記法における本人確認

所有権に関する登記の場合

- ・登記権利者・・・「住所を証する書面」(昭和32年4月1日から)
(不動産登記令別表30項添付情報欄口)
- ・登記義務者・・・「登記識別情報(又は登記済証)」+「印鑑証明書(又は電子署名)」
(不動産登記法第22条，不動産登記令第16条2項，第12条)

本人確認情報を提供する場合

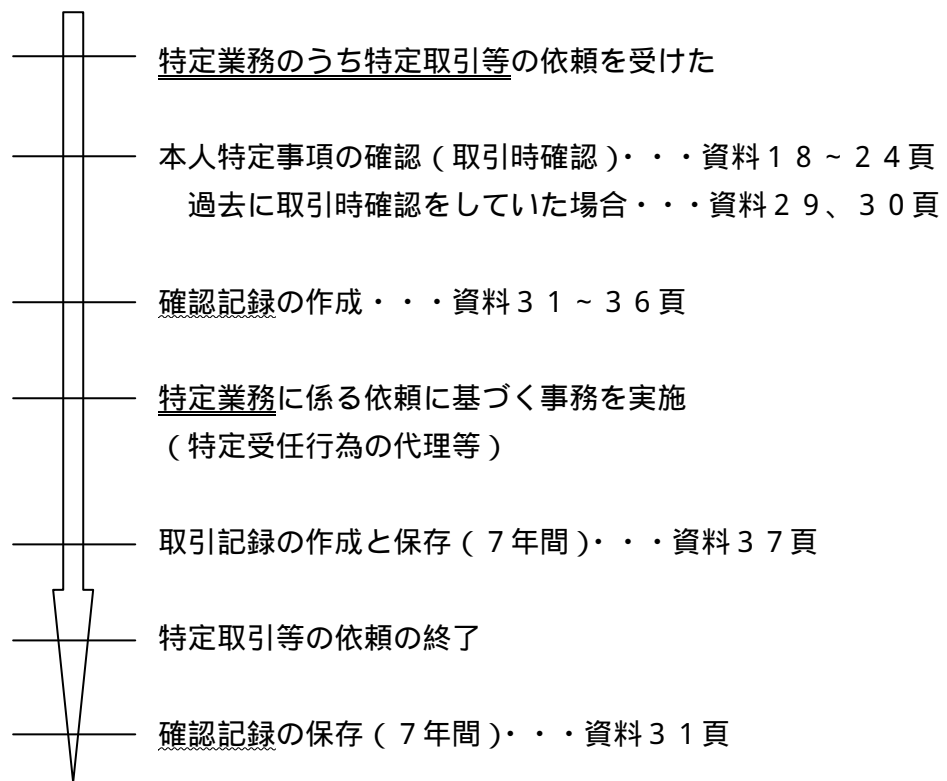
- ・登記義務者・・・「本人確認情報」+「印鑑証明書(又は電子署名)」
(不動産登記法第23条4項1号，不動産登記規則第72条，不動産登記令第16条2項，第12条)
- 登記の申請をした資格者代理人が面談の方法により作成したものに限られる。

第2．犯罪収益移転防止法の概要と改正事項

資料「犯罪収益移転防止法の概要（平成28年10月1日以降の特定事業者向け）」

- 1．犯罪収益移転防止法とは・・・資料1頁、4頁
犯罪収益移転防止法の改正・・・資料2～3頁、8～9頁
- 2．特定事業者と義務・・・資料10～12頁

【記録の作成と保存】



- 3．特定業務と特定取引等・・・資料13～17頁

【特定業務とされるもの】

犯罪収益移転防止法第4条1項、別表

司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条若しくは第29条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表におい

て「特定受任行為の代理等」という。)に係るもの

- 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。)
- 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。)

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条2項ないし4項

- 2 法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄第2号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。
 - 一 株式会社 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転
 - ハ 定款の変更
 - ニ 取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定
 - 二 持分会社 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割
 - ハ 定款の変更
 - ニ 業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任
- 3 法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄第2号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人
 - 二 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - 三 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社
 - 四 一般社団法人又は一般財団法人
 - 五 民法(明治29年法律第89号)第667条に規定する組合契約によって成立する組合
 - 六 商法(明治32年法律第48号)第535条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合
 - 七 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合
 - 八 有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する有限責任事業組合
 - 九 信託法第2条第12項に規定する限定責任信託
- 4 法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄第2号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続

とする。

- 一 前項第一号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 規約の変更
 - ニ 執行役員を選任
- 二 前項第二号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事を選任
- 三 前項第三号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 定款の変更
 - ハ 取締役の選任又は代表取締役の選定
- 四 前項第四号に掲げる法人 次のいずれかの事項
 - イ 設立
 - ロ 合併
 - ハ 定款の変更
 - ニ 理事の選任又は代表理事の選定
- ホ 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）にあっては、同法第44条又は第45条の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人への移行
- 五 前項第五号から第八号までに掲げる組合 組合契約の締結又は変更
- 六 前項第九号に掲げる信託 次のいずれかの事項
 - イ 信託行為
 - ロ 信託の変更、併合又は分割
 - ハ 受託者の変更

参考：司法書士法施行規則第31条

（司法書士法人の業務の範囲）

第31条 法第29条第1項第1号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務
- 二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務
- 三 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

- 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第33条の2第1項に規定する特定業務
- 五 法第3条第1項第1号から第5号まで及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

【特定業務から除かれるもの】

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条1項

法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 租税の納付
- 二 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付
- 三 過料の納付
- 四 成年後見人、保険業法第242条第2項又は第4項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分

司法書士にとっての特定取引

【特定取引とされるもの】

犯罪収益移転防止法第4条1項、別表

特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第9条

法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項から第2条第2項第46号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄第3号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等）にあっては、当該財産の価額が200万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管

理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

- 2 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の第3号特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約（以下この項において単に「契約」という。）を同時に又は連続して締結する場合において、当該二以上の契約が一回当たりの契約に係る財産の価額を減少させるために一の契約を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の契約を一の契約とみなして、前項の規定を適用する。

【特定取引から除かれるもの】

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条1項13号、3項

第4条 令第7条第1項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

（略）

十三 令第7条第1項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であって、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であって、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

（略）

3 令第9条第1項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第9条第1項に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号に規定する任意後見契約の締結

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、第1項第十三号イ又はロに掲げる取引

特別の注意を要する取引・・・資料13頁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第5条

令第7条第1項及び第9条第1項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

- 一 令第7条第1項に規定する疑わしい取引(第13条第1項及び第17条において「疑わしい取引」という。)
- 二 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条1項(抄)

次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引(法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。)及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引(取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第10条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第9条第1項及び第13条第2項において同じ。)その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

(以下省略)

- | | |
|-------------|--|
| 「犯罪収益等隠匿」 | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条 |
| 「薬物犯罪収益等隠匿」 | 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第6条 |

ハイリスク取引・・・資料14頁

ア. なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

- 犯罪収益移転防止法第4条2項1号、
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条1項

イ. 特定国等に居住・所在している顧客との取引

- 犯罪収益移転防止法第4条2項2号、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条 2 項

ウ. 外国 P E P s との取引

犯罪収益移転防止法第 4 条 2 項 3 号、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条 3 項、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 15 条、同規則第 11 条

4 . 取引時確認・・・資料 18 頁

特定業務のうち特定取引等の依頼を受けた 本人特定事項の確認（取引時確認）

本人特定事項の確認とは・・・資料 20 頁

犯罪収益移転防止法第 4 条 1 項、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 10 条（政令で定める外国人）

本人特定事項の確認に必要な書類と確認の方法

（通常の特定取引の場合）・・・資料 21 頁～ 23 頁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条、7 条、8 条、12 条
対面での提示であっても顔写真のない公的証明書は二次的な措置が必要となった。

（ハイリスク取引の場合）・・・資料 24 頁

犯罪収益移転防止法第 4 条 2 項、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 14 条

5 . 既に取り時確認をしたことのある顧客との取引・・・資料 29 頁

犯罪収益移転防止法第 4 条 3 項、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 13 条

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 16 条、17 条

平成 23 年改正犯罪収益移転防止法の施行前に確認をしたことのある顧客との
取引・・・資料 30 頁

犯罪収益移転防止法 附則（平成 23 年 4 月 28 日法律第 31 号）第 2 条

6 . 確認記録の作成と保存 . . . 資料 3 1 ~ 3 6 頁

犯罪収益移転防止法第 6 条、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 1 9 条、第 2 0 条

【確認記録に記載すべき事項】

- ・取引時確認を行った者の氏名
- ・確認記録を作成した者の氏名
- ・本人確認書類の提示を受けたときは、提示を受けた日付と時刻
(その書類の写しを確認記録に添付して保存する場合は日付のみ)
『提示のみ』又は『提示 + 送付』の場合
- ・本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、送付を受けた日付
『受理 + 送付』の場合
- ・取引関係文書の送付を行ったときは、送付した日付
『提示 + 送付』等により確認した場合
- ・取引関係文書を送付に代え、顧客の住居又は本店等に赴いて、その顧客に取引関係文書を交付したときは、交付した日付
『提示 + 送付』又は『受理 + 送付』で確認した場合
- ・ハイリスク取引での本人特定事項の確認に際して本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けたときは、提示又は送付を受けた日付
- ・取引時確認を行った取引の種類
- ・顧客・代表者等の本人特定事項の確認を行った方法
- ・本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、その書類の名称・記号番号
- ・現在の住居 (又は本店所在地) を確認するために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、その書類の名称・記号番号
- ・法人顧客の営業所等に取引関係文書を送付したとき又は当該営業所等に赴いて同文書を交付したときは、その営業所等の名称・所在地とその取引関係文書の名称・記号番号
- ・顧客の本人特定事項
(顧客が国等のときは、国等の名称・所在地)
- ・代表者等による取引の場合、その代表者等に関する次の事項
本人特定事項 顧客との関係 顧客のために取引の任に当たっていると認め
た理由
- ・取引記録を検索するための事項
- ・顧客が外国 P E P s であるときは、その旨及び外国 P E P s であると認められた理由
- ・なりすまし・偽りに係る取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項
(ハイリスク取引の場合)
- ・顧客が本邦に住居を有しない旅行者等の短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行った場合には、上陸許可の証印等の名称、日付、番号その他当該証印等を特定するに足りる事項

確認記録の保存期間の起算日

取引終了日及び取引時確認済みの取引に係る取引終了日のうち後に到来する日

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第21条

7. 取引記録等の作成と保存・・・資料37頁

犯罪収益移転防止法第7条2項、3項、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第23条、24条

【取引記録等に記載すべき事項】

- ・顧客の確認記録を検索するための事項
- ・取引又は特定受任行為の代理等の日付
- ・取引又は特定受任行為の代理等の種類
- ・取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額
- ・財産移転に係る移転元又は移転先の名義

取引記録等の作成義務等が免除されているもの

犯罪収益移転防止法第7条2項

- 2 第2条第2項第43号から第46号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第15条2項

- 2 法第7条第2項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。
- 一 法別表第2条第2項第43号に掲げる者の項の中欄第3号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が200万円以下のもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、財産移転を把握するために法第7条第2項に規定す

る記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるもの

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第22条2項

2 令第15条第2項第2号に規定する主務省令で定める特定受任行為の代理等は、任意後見契約に関する法律第2条第4号に規定する任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等とする。

8. 取引時確認等を的確に行うための措置・・・資料48、49頁

犯罪収益移転防止法第11条、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第32条

9. その他・・・資料50頁

事業者に対する監督等

犯罪収益移転防止法第4章（監督）

犯罪収益移転防止法第22条1項16号（行政庁）

事業者の免責

犯罪収益移転防止法第5条

取引時確認に係る事項の虚偽申告

犯罪収益移転防止法第4条6項（虚偽申告の禁止）

犯罪収益移転防止法第27条（罰則）

（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれの併科）

参考：「犯罪による収益の移転防止に関する執務指針」

犯罪による収益の移転防止に関する執務指針	補足説明
<p>(依頼を受ける際の対応)</p> <p>第 1 司法書士及び司法書士法人(以下、「司法書士等」という。)は、司法書士法第 3 条又は第 29 条に定める業務(以下、「司法書士業務」という。)の依頼を受けようとするときは、その依頼が犯罪収益の移転を目的とするものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。</p> <p>2 司法書士等は、司法書士業務の依頼が犯罪収益の移転を目的とするものであると認めるときは、その依頼を受けてはならない。</p> <p>(依頼を受けた後の対応)</p> <p>第 2 司法書士等は、司法書士業務の依頼を受けた後に、その依頼が犯罪収益の移転を目的とするものであることを知ったときは、依頼者に対し違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するように説得に努めなければならない。</p> <p>2 司法書士等は、依頼者が前項の説得に応じない場合には、辞任しなければならない</p>	<p>指針の性格</p> <p>本指針は、各司法書士会において会則(規則、規程)など直接会員の執務を拘束する規範を制定するための統一基準を連合会から提示するものではないが、「職務を行う際の犯罪収益の移転防止のための適切な対応方法等を定め、職務を適正に行うことを確保するための方針」として連合会理事会において決議したものである。したがって、この指針に反したことのみをもって直ちに会則違反となるものではないが、「司法書士倫理」と同様に、非違行為が認められた際における参考基準となる可能性があるものとする。</p> <p>(依頼を受ける際の対応)</p> <p>依頼を受ける前にその依頼を拒否する場合の対応について定めるものである。</p> <p>慎重に検討するとは、一般の司法書士の職責として通常必要とされる注意義務の程度において慎重に検討しなければならないが、調査まで求められるものではない。</p> <p>司法書士法第 3 条及び第 29 条に定める業務とは、司法書士が行うことのできる業務の全てを指す。</p> <p>(依頼を受けた後の対応)</p> <p>依頼を受けた後その業務を辞する場合の対応について定めるものである。</p> <p>犯罪収益の移転が終了していた場合とは、例えばすでに不動産売買取引の代金決済が行われており、たとえ登記申請代理を辞任したとしてもその取引(犯罪収益の移転)を止めることができない場合等を意味する。また、双方代理においてはその相手方当事者の</p>

<p>い。</p> <p>3 前各項の規定は、犯罪収益の移転が終了していた場合には、これを適用しない。</p> <p>(その他の場合の対応)</p> <p>第3 司法書士等は、司法書士業務に付随し、若しくは関連して現金、預金、有価証券その他の財産を預かる場合には、その預託が犯罪収益の移転を目的とするものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。</p> <p>2 司法書士等は、前項に規定する場合において、その預託が犯罪収益の移転を目的とするものであると認めるときは、当該財産を預かってはならない。</p> <p>3 司法書士等は、第1項に規定する財産を預かった後に、その預託が犯罪収益の移転を目的とするものであることを知ったときは、当該財産を預けた者に対し、その行為が違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するように説得に努めなければならない。</p> <p>(記録の作成及び保存)</p> <p>第4 司法書士等は、司法書士業務の依頼を受け、又はこれに付随し、若しくは関連して財産を預かったときは、その依頼者又は預託をした者の身元を確認し、その身元確認並びにその依頼及び預託に関する事項を記載した記録を作成しなければならない。</p> <p>2 司法書士等は、前項により作成した記録を、法令、会則その他の規程に定める期間、保存しなければならない</p> <p>第9回理事会承認(平成22年3月17日・18日開催)</p>	<p>同意がなければ辞任できない場合もあり、その場合をも含むものである。</p> <p>(その他の場合の対応)</p> <p>司法書士の業務以外において財産を預かる場合の対応について定めるものである。例えば、司法書士が売買による所有権移転登記手続とともに売買代金の代理受領をする、または会社設立登記手続と併せて資本金を預かる場合等が該当すると考えられる。</p> <p>業務以外で財産を預かることはごく稀なケースであると思われるが、司法書士の地位や信用を利用される場合がないともいえないので、その場合の対応について定めることとした。</p> <p>(記録の作成及び保存)</p> <p>司法書士が業務として、又は業務以外において財産を預かった場合の対応について定めるものである。</p> <p>財産を預かる行為が、司法書士法、会則及び犯収法等の適用を受けない場合は、2003年6月20日(2004年10月22日一部改訂)FATF40の勧告の10及び12では、記録は最低5年間保存されるべきであるとしており、FATF勧告の最低期間を確保すればよいと思われる。</p>
---	--

参考：「依頼者の本人確認等に関する規程基準」

平成28年1月7日改正版

依頼者等の本人確認等に関する規程基準	規程基準の補足説明
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、司法書士会会則第9条の2に定める依頼者及びその代理人等の本人であることの確認等並びに記録の作成、保存等について必要な事項を定め、もって司法書士法上の職責及び会則に基づく本人確認等の適正な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>【第1条(目的)】</p> <p>本規程基準は、会則における本人確認及び意思確認の義務等の執務に必要な基本的な事項を定めるものである。</p> <p>また、本規程は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づく特定業務に関する特定取引(委任契約締結時)における本人確認及び特定受任行為(手続又は行為)を代理・代行した場合の内容確認(取引確認)並びにそれらの記録作成の基準を一部取り入れている。</p> <p>不動産登記法における本人確認情報作成の場合の本人確認及び犯罪収益移転防止法に規定する特定業務における本人確認等の方法は、罰則規定を伴う強行法規であるので、その遵守は強制されている。</p> <p>司法書士には、司法書士法第2条における職責としての本人確認・意思確認の義務があるが、その義務違反については、法務大臣による「司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令(法務省民二訓第1081号)」において、懲戒処分の量定として「2年以内の業務の停止又は業務の禁止」との厳しい処分基準が示されている。</p> <p>法務局の懲戒処分事例の理由において述べられている本人確認方法の基準は、依頼者との面談、依頼者の固有情報(生年月日、干支、家族構成等)の聴取、本人確認資料(運転免許証等)による実在性・同一性・適格性の確認とされている。</p> <p>犯罪収益移転防止法における本人確認は、依頼者等の実在性・同一性の確認とされるので、司法書士法上の職責として求められる本人確認の方が重大で専門性も高い。</p> <p>本人確認の方法として、面談を原則的方法とするのはいずれの場合にも差異はない。</p> <p>しかし、司法書士の実務において、すべて</p>

の業務受託において、本人確認方法を面談に限定することは実際上困難な局面もあり、また、転送不要の書留郵便扱いでの文書送付などの慎重な本人確認だけでは、経済性・迅速性の社会的要請や取引の動的安全の保護に反する結果ともなりかねない。

具体的な業務において個別に対応しなければならぬ場合を考慮し、本規程基準に規定された本人確認方法のほか犯罪収益移転防止法における他の方法による本人確認を採用できる余地を認めるために、また強行規定の適用されない司法書士業務の本人確認等について対応するために、司法書士の職責に基づく適切な方法も選択できるようにしている。

なお、適切な方法を選択したとしても、本人確認・意思確認が不十分であった場合には、結果責任としての懲戒処分は免れないこともあるので、本人確認等については慎重な判断と対応が求められることはいうまでもない。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 依頼者とは、会員に対して事務の依頼をする自然人又は法人をいう。
- (2) 代理人等とは、法定代理人、法人の代表者、法人の業務権限代行者、法人の代表者以外の役員、商業使用人、任意代理人又は使者等をいう。
- (3) 依頼者等とは、依頼者及びその代理人等をいう。
- (4) 本人確認とは、依頼者及び代理人等の本人であること並びに依頼者が依頼された事務における適格な当事者であることの確認をいう。
- (5) 意思確認とは、依頼の内容の確認及びその内容に基づく事務についての依頼の意思を確認することをいう。

(本人確認等の対象)

第 3 条 本人確認及び意思確認すべき対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本人確認の対象者は、依頼者等とする。
ただし、依頼者が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団及びこれらに準ずるもの場合は、その代理人等を依頼者とみなす。
- (2) 意思確認の対象者は、依頼者(前号の規定により依頼者とみなされた代理人等を含む。)又はその代理人等であって依頼内容に係る事務について代表権若しくは代理権を有する者その他これに準ずる者とする。ただし、当該対象者が代理人等(法定代理人又は法人の代表者を除く。)である場合において、当該代理人等の言動、受領した書類等の内容から、依頼者(法定代理人又は法人の代表者を含む。)の意思を疑うに足りる事情があるときは、依頼者の意思確認をしなければ ならない。

【第 3 条 (本人確認等の対象)】

本人確認の対象者は、依頼者だけでなく、代理人等も含まれる。

ただし、使者というのは依頼事務の任にあたっている自然人をいい、例えば、銀行カウンター内において、単に書面等の取次ぎ、伝言等をするだけの者(単なる使者)はこれに含まれない。

意思確認の対象者については、代理制度(私権の拡張)を尊重する立場から、代理人の意思表示は本人に帰属することを前提に、原則代理人等だけとする。

ただし、代理人等であっても、単なる使者等その意思表示の効力を本人に帰属させることが適当でない者は、意思確認の対象者に含まれないことはいうまでもない。

また、代理人等の言動等に不審を抱いた場合は、依頼者本人の意思確認も必要となる。

なお、代理人等だけの意思を確認して問題ないと判断できる場合でも、慎重を期するために依頼者本人の意思確認を妨げるものではない。

法人の本人確認及び意思確認については、依頼主体である法人自体を依頼者とし、依頼の意思表示を行う主体(自然人)を代理人等として区分した。

この理由は、例えば、金融機関から抵当権等の担保権設定登記を受託する場合に、依頼者は当該金融機関であり、依頼の意思を聴取する対象者としては、その金融機関(法人)の代表権を有する者(代表取締役、支配人)に面談することは殆どないことから、通常は貸付係等の融資担当者となるためである。

つまり当該融資担当者を商法第 2 5 条 1 項の商業使用人とみなして、当該依頼事務

(本人確認の方法)

第4条 本人確認は、次の方法による。

(1) 依頼者等が自然人である場合

ア 依頼者等と面談し、第7条第1項に定める本人確認書類の提示を受ける方法

イ 上記アの方法によらない合理的理由がある場合には、第7条第1項に定める本人確認書類又はその写しの送付を受けて当該書類の写しを第6条に定める記録に添付するとともに、当該確認書類に記載された住所に宛て、当該依頼者等に対し、転送不要扱いの書留郵便(簡易書留郵便含む。)等により文書送付を行い確認する方法

ウ 上記ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

(2) 依頼者等が法人である場合

ア 法人の代理人等と面談し、当該法人の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書の提示を受ける方法又は当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認する方法

イ 上記アの方法によらない合理的理由が

の代理権を有する者として、当該担当者の本人確認及び意思確認で足りることにして、現行実務に沿った取扱いにしている。

犯罪収益移転防止法での本人確認は、依頼者等を特定(実在性・同一性の確認)することに主眼があるが、司法書士の行う本人確認は、依頼者等の特定とともに依頼された事務に対する当事者適格の有無の判断、代理権の存否等を含む。

意思確認では、意思能力・事実聴取・手続選択・手続依頼の意思を確認することとなるが、犯罪収益移転防止法ではそれらの確認を求めている。

【第4条(本人確認の方法)】

【特定業務及び特定業務以外の業務に共通する確認方法】

アの方法を原則とする。依頼者等との面談が本人確認の最善の策であるからである。これは、特定業務であっても特定業務以外であっても変わるものではない。アの方法によらない合理的理由については、緊急性(時間)あるいは遠隔地(空間)その他の特殊事情が考えられるほか、面談する妥当性のない場合もあることを想定しているが、それでも本人の真意に基づく依頼であることを確認するために、本人への文書(委任状、受託通知書等)の送付により、手続等の依頼のあった事実を依頼者等に通知して確認すべきである。

依頼者等が法人である場合は、第4条1項2号による法人の実在性及び同一性の確認に加えて、法人の代理人等について同項1号に掲げる方法による確認を行う必要がある。

なお、この場合において、代理人等の代表権限又は業務権限等の確認が必要となるのは当然であり、その確認事項は第6条1項1号カにおいて、本人確認等の記録事項とされている。

ある場合には、法人の代理人等から当該法人の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写しの送付を受け、又は当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該書類の写し又は当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認したことを証する書面（以下「法人等確認書類」という。）を第6条に定める記録に添付するとともに、当該法人等確認書類に記載された本店、主たる事務所又は支店等に宛て、転送不要扱いの書留郵便（簡易書留郵便含む。）等により文書送付を行い確認する方法

ウ 上記ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

- 2 前項の規定にかかわらず既に本人確認記録のある依頼者等の本人確認については当該本人確認記録に記載されている依頼者等と同一であることを確認する方法で足りる。
- 3 前項の確認方法は、依頼者等と同一であることを確認できる書類の提示あるいは送付を受けるか又は同一であることを示す事項の申告を受ける方法とする。ただし、依頼者又はその代理人等と面識がある場合はこの限りでない。

【特定業務についての確認方法】

依頼者等が自然人である場合、アの面談、イの送付による確認方法は、犯罪収益移転防止法の基準を満たすものである。

依頼者等が法人である場合、ア及びイの方法のうち「当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認する方法」は犯罪収益移転防止法の基準を満たさないことから、特定業務を受任している場合は採用することはできない。

また、ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合は、ウとして司法書士の職責に照らし適切と認められる方法によることができると規定しているが、特定業務の場合は、司法書士が自己の判断で適宜な方法を選択する余地はなく、犯罪収益移転防止法における確認書類及び確認方法に限定されるので注意を要する。

なお、特定業務に関する法人の本人確認方法としては、6か月以内の登記事項証明書又は印鑑証明書の提示を受けることを原則としているが、司法書士が依頼者に代わって登記事項証明書を取得し、当該登記事項証明書をその代理人等と対面で直接確認することにより「提示」の実質を備える方法も認められている。

【特定業務以外の業務の確認方法】

特定業務でない場合の本人確認については、ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合は、司法書士の自己責任（裁量）による本人確認も可能としているが、それは簡便な方法という意味ではなく、依頼者等の本人確認・意思確認に瑕疵がないように慎重な対応が求められているのはいうまでもない。

司法書士の職責に基づき適切な方法を選択する場合に、本人確認書類の送付を受けなければならないかについては、他に依頼者等の特定事項（氏名・住所・生年月日、その他の固有情報）を正確に入手している場合には不要となる。

<p>(意思確認の方法)</p> <p>第5条 意思確認は、次の方法による。</p> <p>(1) 事務の依頼を受けるにあたり、自然人たる依頼者又はその代理人等に対し面談をする方法</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、合理的理由</p>	<p>依頼者等が法人である場合の本人確認については、不動産登記令等の一部を改正する政令等が施行され、資格証明情報の提供制度が改正されたことに伴い、依頼者等が登記事項証明書の提示に代えて、会社法人等番号を提供する場合もあると想定されるが、このような場合においては、当該番号をもとに法務省のオンライン登記情報検索サービス等を利用し、法人の登記情報にアクセスする方法等により本人確認を行うことも、特に司法書士の職責に照らし適切と認められる本人確認の方法の一つであると考えられることから、依頼者等が自然人である場合の本人確認と違う取扱いを同項第2号ア及びイに明文化している。</p> <p>第2項及び第3項は、既に確認済である者から再度の業務受託をする場合の本人確認方法を規定するものであり、その場合は既存の確認記録上の依頼者又は代理人等と同一人である旨を確認することとなる。</p> <p>確認済である者が記録上の者と同一であることを確認する場合に提示を受ける書類は、公共料金の領収書あるいは固定資産税の納付通知書等第7条1項に定めるものに限定されず幅広く認められ、また聴取により確認済の記録と照らし合わせる等の適宜な方法が認められる。さらに、面識がある場合は本人確認を不要とするものである。</p> <p>なお、上記いずれの方法により本人確認をした場合でも、第6条4項の事項の記録は必要となる。</p> <p>【第5条（意思確認の方法）】</p> <p>意思確認についても、依頼者等と面談する方法を原則とする。面談によらない合理的理由については、前条のコメントと同じであるが、面談によらない場合には、最低でも電話により依頼者等に直接連絡して意思確認をすべきである。</p> <p>電話による本人固有情報その他事情聴取で</p>
---	--

がある場合には、依頼者等の本人確認書類の原本又は写しを取得するとともに依頼者等に対し電話をし、本人固有の情報を聴取するなどして本人であることの確認を行った上で確認を行う方法、その他これに準ずる方法であって、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

- 2 法人の意思確認の対象者が当該法人を代表する権限を有しない代理人等である場合は当該法人の代表権限を有する者が作成した依頼の内容及び意思を証する書面を取得しなければならない。

(本人確認等の記録)

第6条 本人であることの確認及び依頼された事務内容に関する記録の記録事項は次のとおりとする。

- (1) 本人であることの確認に関する記録
- ア 本人確認及び意思確認を行った者の氏名
 - イ 記録を作成した者の氏名
 - ウ 依頼者又はその代理人等の氏名、住所及び生年月日（法人の場合は、名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）
 - エ 確認を行った依頼事務
 - オ 確認を行った方法
 - カ 代理人等の場合は、依頼者との関係及び代理人等と認めた理由
 - キ 本人確認書類の名称及びその特定事項
 - ク 確認を行った日及び場所
- (2) 依頼された事務の内容に関する記録

も、相手方の声の調子や話し方、話の内容の一貫性の有無などから本人であることの確認は相当程度可能となる。

初めての依頼者等を電話により確認する場合に、本人確認書類の送付を事前に受けておかなければ、聴取した本人特定事項等の事実を確かめる手段がないからである。

その他これに準ずる方法として、FAXやメールの利用もありえるが、通常一度も電話もしないで、それらだけによる意思確認は十分とはいえないであろう。

法人の場合には、通常、担当者（商業使用人）の意思確認でよいが、事務の受任・受託については、法人代表者から司法書士宛の委任状あるいは司法書士と法人代表とが調印した委託契約書等の入手が必要である。

本条は、犯罪収益移転防止法には規定のない部分であり、正に司法書士の職責から求められる意思確認である。

【第6条（本人確認等の記録）】

本人確認記録の基本確認事項（依頼者の特定事項）

自然人の場合は、氏名・住所・生年月日。

法人の場合は、名称（商号）・主たる事務所（本店）。会社については、企業再編の中で商号変更・本店移転後、子会社について元の商号・本店に変更させている場合もあるので、設立年月日は重要な確認事項であるが、任意的記録事項とされている。

確認の対象が依頼者である場合

確認の対象が依頼者である場合は、確認の方法は第3条により、「職責に照らし適切と認められる方法」が認められるが、その場合でも「氏名、住所及び生年月日」は確認することになる。一方、確認の対象が代理人等で一定の条件を満たす場合であれば、本人であることを確認する際の確認事項は必ずしも「氏名、住所及び生年月日」である必要はない場合もある。

<p>ア 意思確認の相手方の氏名 イ 依頼を受けた事務の内容 ウ 確認を行った日及び場所 エ 確認を行った方法 オ 手続等の代理、代行を行った日及び手続等が終了した日</p> <p>2 前項第1号ウの規定にかかわらず、代理人等の記録事項について合理的な理由がある場合は、氏名、役職その他の司法書士の職責に照らし適切と認められる本人を特定するに足りる事項を記録事項とすることができる。</p> <p>3 依頼が特定取引(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、「犯罪収益移転防止法」という。)第4条第1項に定める特定取引をいう。)に該当する場合は、第1項第1号の記録事項に加え、次のアからウの事項を記録する。また、その依頼に基づいて行った事務が特定業務(犯罪収益移転防止法第4条第1項に定める特定業務をいう。)に該当する場合には、第1項第2号の記録事項に加え、次のエ、オの事項を記録しなければならない。</p> <p>ア 本人確認書類の提示を受けた日時、送付を受けた場合はその日付 イ 依頼者等へ文書送付をした場合は、その方法及び日付 ウ 依頼者が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いるときは当該名義とその理由 エ 代理等に係る財産の価額 オ 財産移転を伴う代理等の場合は、移転先及び移転元の住所、氏名(法人の場合は、名称及び主たる事務所又は本店の所在地)</p> <p>4 第1項第1号の記録事項のうち、本人確認書類の写しを添付した場合は、当該確認書類により確認できる事項については記録しないことができる。</p> <p>5 既に依頼者等の本人確認記録がある場</p>	<p>例えば金融機関の担当者をその店舗内で確認する場合等においては、社員証又は名刺等の確認書類により役職及び氏名等を確認することが本人確認方法として職責に照らし適切であると認められる場合は、そのような確認を行うことも可能となる。</p> <p>この場合に役職及び氏名等による確認で足りると認められるにもかかわらずほかの個人情報を取得しようとするときは、相手方の同意が必要となることにも配慮しなければならない。</p> <p>確認の対象が代理人等である場合 代理人等については、顧客等が自然人である場合は、顧客等の同居の親族又は法定代理人であること、委任状等を有していること又は電話を架けることその他これに類する方法等により特定取引の任に当たっていると認められる者、顧客等が法人である場合は、委任状等を有していること、身分証明書等を有していること、役員として登記されていること又は電話を架けることその他これに類する方法等により特定取引の任に当たっていると認められる者であることが必要となる(犯罪収益移転防止法施行規則第11条4項)。</p> <p>依頼を受けた事務の内容(第1項2号) 依頼された事務の記録(取引記録)についての記録事項は、本条第1項2号のとおりである。依頼を受けた事務の内容については、登記でいえば、対象物件、登記原因及び登記申請意思の確認等の事項となるが、本記録では、依頼された事務の特定ができる範囲の事項として、受託事務の種類及び相手方の氏名程度の記載を求めている。</p> <p>犯罪収益移転防止法上の付加事項(第3項) 犯罪収益移転防止法における特定取引の本人確認、具体的な特定業務の手続等を代理・代行した場合の依頼された事務の内容に関する記録については、付加事項が定められている。</p> <p>特に財産移転を伴う場合(売買、設立)の「財産価額とその財産の移転先又は移転元の</p>
--	--

合は、第1項第2号、第3項工、才及び保存している本人確認記録を検索するための事項を記録すれば足りる。

6 前項の記録は、既存の記録とともに、新たに依頼された事務の内容に関する記録の事務終了の日から10年間保存しなければならない。

7 本条の記録は、検索可能としなければならない。

住所・氏名（法人の場合は、主たる事務所又は本店並びに名称又は商号）」が付加事項になり、その具体的な記録は「不動産の売買価格・買主及び売主あるいは出資金額及び出資者」となると解されている。

第三者のための直接移転取引については、いわゆる中間者は犯罪収益移転防止法上、財産の移転先又は移転元となることがあるので、その場合は住所・氏名の記録が必要となる。

その場合でも、第三者のための直接移転取引における中間者は登記の依頼者ではないので、犯罪収益移転防止法上は依頼者に当たらず本人確認等の義務規定は及ばないが、契約当事者であること及び登記義務者（あるいは登記手続上の承諾者）に準じたものであることから、司法書士の職責上は本人確認及び記録が必要となる。

既に依頼者等の本人確認記録がある場合（第5項）

本人確認記録は、受託の都度作成することを原則とするが、既存の本人確認記録があれば、同一の依頼者であることを確認できれば、新たな本人確認記録は簡略な記載が認められるが、本人確認済である旨の記録（「面識あり」あるいは、第4条3項の方法により確認したこと等）は必要とされ、最初の本人確認記録との関連が分かるように、検索方法を決めておかなければならない。

反復継続する依頼者については、その名簿等を作成し、最初の記録、その後の取引との関連が一覧で把握できるような工夫も必要となろう。

新たな依頼を受けた時点で、依頼者等の住所・氏名等に変更がある場合は、住民票・戸籍等で変更の経緯を確認し、確認資料の写しの保存又はその経緯の記録もすべきである。

面識あるとは、親族・友人・知人・得意先などをいう。本人確認記録の記載事項に変更があった場合に、従前の記載事項については削除せず、そのまま保存しなければならない。

<p>(自然人の本人確認書類)</p> <p>第 7 条 本人確認書類は、次の各号のいずれかとする。ただし、官公庁が発行する証明書で有効期間又は有効期限のある書類にあっては提示を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては発行のときから 3 か月以内のものに限る。</p> <p>(1) 官公庁の発行する次の公的証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転免許証又は運転経歴証明書 イ 個人番号カード ウ 住民基本台帳カード (顔写真付) エ 旅券 オ 在留カード カ 特別永住者証明書 キ その他顔写真付きで氏名、住所、生年月日の記載のある公的証明書 <p>(2) 前号以外の官公庁の発行する公的証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 国民健康保険、健康保険若しくは後期高齢者医療保険の被保険者証又は公務員共済組合の組合員証 イ 介護保険の被保険者証 ウ 国民年金手帳 エ 身体障害者手帳 オ 精神障害者保健福祉手帳 カ 療育手帳 キ 上記の書類に準ずるもので、氏名、住所、生年月日の記載のある公的証明書 <p>(3) 依頼者が作成した委任状に押印した印鑑にかかる発行日から 3 か月以内の印鑑登録証明書</p>	<p>既存の本人確認記録の保存期間が長期になることを避けるには、事務の依頼の都度、最初と同じ本人確認・意思確認、それらの記録を作成すればよい。</p> <p>検索事項は、既存の本人確認記録と取引記録との関連、必要な確認資料の検索に利用するためのものである。</p> <p>【第 7 条 (自然人の本人確認書類)】</p> <p>本人確認書類については、顔写真付きの公的証明書を原則とするが、登記事務では、実印を押印した委任状とその印鑑証明書のセットで、本人確認書類とすることが可能である。</p> <p>特定取引以外の業務受託の場合は、司法書士の職責上の判断により、会社の発行する身分証明書、学生証、団体の会員証なども本人確認書類に加えてよい。</p> <p>本人確認情報を作成する場合の本人確認書類は、本条第 1 項 1 号の書類なら 1 点でよいが、第 2 号の場合は、2 点必要であることは云うまでもない。</p> <p>第 2 項の身分証明書などの本人確認書類において、本人確認の基本確認事項の全部の記載がない場合は、当該本人の自書による住所・氏名・生年月日の記載ある申告書 (業務依頼書等) をもって補完することも可能である。</p>
--	--

<p>2 依頼された事務が、特定取引以外のもの である場合は、司法書士の職責に照らし信 頼にたる機関が発行した身分証明書その 他の身許証明書を本人確認書類とすこと ができる。</p> <p>(受託拒否) 第8条 依頼者等が、依頼者若しくはその代理 人等の本人であることの確認又は依頼の 内容若しくは意思の確認に協力しない場 合は、それを正当理由として事件受託を拒 否することができる。</p> <p>(記録の適正管理) 第9条 この規程に定める記録の保存に関し ては、司法書士法及び個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第57号)の規定 を遵守し、適正に管理しなければならない。 い。</p> <p>(他の法令等の遵守) 第10条 犯罪収益移転防止法その他法令の規</p>	<p>【第8条(受託拒否)】 司法書士の業務は、委任・委託に基づくも のであり、依頼者の本人確認・意思確認がな されて成立するもので、それらの確認ができ ないならば、委任等が不成立となるので受託 はできないのが原則である。しかし、確認で きない事項が一部にあっても受託すべきと判 断できる場合に、確認できない事項について 不明として受託することを否定するものでは ない。 司法書士の業務は司法書士法に規定された 業務であり、守秘義務が課せられており、司 法書士法の職責及び会則上の義務としての本 人確認等は正当行為である。</p> <p>【第9条(記録の適正管理)】 本人確認等の記録(情報)は、登記事務に おける依頼者の権利保護、裁判事務における 依頼者との利益相反関係の確認資料、その他、 依頼者に対する法情報の提供(リーガル・サ ービス)などに資する有益なものであるが、 管理が不十分で情報の流失等があれば、プ ライバシー侵害につながるものであるので、適 正な管理が求められる。 併せて、会員事務所における個人情報の利 用目的と個人情報保護方針(プライバシー・ ポリシー)の整備を行いその内容を掲載すべ きである。</p> <p>【第10条(他の法令等の遵守)】 犯罪収益移転防止法に規定する特定業務に</p>
---	--

<p>定が存する場合は、この規程とともに、当該法令の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p> <p>附則〔平成28年1月7日 日司連理事会承認〕</p> <p>この規程の改正は、平成 年 月 日(司法書士会が定めた日)から効力を生ずる。</p>	<p>については、本人確認方法等に関し同法に規定する要件を必ず満たさなければならない。また、同法に定める本人確認方法では職責に照らして適切でないと認められる場合には、同法に定める確認方法に加えて司法書士の職責に基づいた本人確認を行う必要がある。</p> <p>【第11条(規程の改廃)】</p> <p>本人確認については、実務上さまざまな場面においての問題発生が予想される。当面は個別的に問題解決に当たらざるを得ないが、一定の類型ができれば、それに対応した本規程の改正も必要とされる。</p> <p>将来的には、さまざまな実務的課題が解決されれば、それらを整備し、本規程を廃止して、執務規範として総会における規則化を目指すべきであろう。</p>
--	--

『特定業務』

- 事例 1 抵当権の設定されている宅地の売買について、司法書士が売主及び買主からの依頼を受けて、抵当権の抹消、所有権の移転及び抵当権の設定の登記申請を代理した。
「特定業務」に該当するものはどれか。
一連の業務依頼についての解釈
- 事例 2 農地の売買について、所有権の移転の登記申請を代理した。
犯罪による収益の移転防止に関する法律における「宅地」とは何か。
- 事例 3 宅地の交換について、所有権の移転の登記申請を代理した。
犯罪による収益の移転防止に関する法律における「売買」とは何か。
交換差金の発生、金銭と同視できる有価証券等の移動の有無
遺産分割において、遺産ではない宅地を代償分割によって取得した場合はどうか。
- 事例 4 売買予約を原因とする宅地の所有権移転請求権仮登記の登記申請を代理した。
売買を原因とする宅地の所有権移転仮登記の登記申請を代理した場合はどうか。
- 事例 5 売買を原因とする宅地又は建物の所有権の移転に関する登記申請書や登記原因証明情報のみの作成の依頼を受けた。
登記識別情報の受領のみの依頼を受けた場合はどうか。
- 事例 6 認証済の定款を持参した者から、株式会社の設立の登記申請代理の依頼を受けた。
上記の依頼に加えて、定款の作成代理や認証代理の依頼を受けた場合はどうか。
- 事例 7 株式会社の本店を移転する登記申請の代理の依頼を受けた。
- 事例 8 取締役の員数を減少させる定款の変更をすると同時に、これにより超過した員数分の取締役が辞任するという役員の変更の登記申請を代理した。
定款の変更の内容が登記事項に当たるのか。
- 事例 9 監査役を設けていない株式会社が、新たに監査役を選任したことに伴う役員の変更の登記申請を代理した。
犯罪による収益の移転防止に関する法律の対象となる「役員」はどれか。
定款の変更の内容が登記事項に当たるのか。

- 事例 10 公益社団法人の理事を選任したことに伴う役員の変更の登記申請を代理した。
公益認定の有無によって確認義務は免除されるのか。
- 事例 11 司法書士を任意代理人とする現金、預金、不動産の管理及び処分を内容とした
任意代理契約書が公正証書によって作成された。
公証人によって本人確認が終了しているものについては、司法書士の確認義務
が免除されるか。
- 事例 12 供託手続の依頼を受け、供託金を納付するために金銭を預かった。
司法書士法施行規則第 31 条に掲げられていない業務は、犯罪による収益の移
転防止に関する法律の対象となるか。
- 事例 13 債務整理の依頼を受け、過払金があった場合にはそれを受領し、この中から他
の債権者に対する返済を行うといった一連の裁判外和解の代理の依頼を受けた。
- 事例 14 遺言者の遺言に基づき遺言執行者に就任し、遺言の内容に則して相続財産の管
理及び処分を行った。
家庭裁判所の選任によって遺言執行者に就任した場合はどうか。
取引記録等の作成義務と取引時確認の必要性
- 事例 15 家庭裁判所の選任によって成年後見人に就任し、成年被後見人が所有する宅地
を売却した。
司法書士である成年後見人から、成年被後見人が所有する宅地の売買による所
有権の移転の登記申請の代理を依頼された場合はどうか。
- 事例 16 金銭及び預貯金の管理処分を内容とする任意代理契約に基づく代理人として、
本人に代わって管理している預金の中から保全処分のための保証金を納付した。
登記を申請する際の登録免許税として、本人に代わって管理している預金の中
から納付した場合はどうか。

『取引時確認の対象者』

《自然人》

事例 17 被保佐人から、保佐人の同意書の提供を受けて、被保佐人が所有する宅地の売買による所有権の移転の登記申請の代理を依頼された。

宅地の処分については保佐人が代理権を有している場合はどうか。

事例 18 親権者から、未成年者が所有する宅地の売買による所有権の移転の登記申請の代理の依頼を受けた。

事例 19 表題部のみの区分建物について、当該区分建物の買主から、売買を原因とする所有権保存の登記申請の代理の依頼を受けた。

事例 20 売買を原因とする建物の所有権の移転の登記申請の代理の依頼を受けた司法書士から、復代理人として当該建物の所有権の移転の登記申請の代理の依頼を受けた。

事例 21 売買を原因とする建物の所有権の移転の登記申請の代理の依頼を 2 名の司法書士が共同で受けて、そのうちの 1 名が登記申請を代理した。

事例 22 株式会社の顧問税理士を通じて、当該株式会社の取締役の選任による役員変更の登記申請の代理の依頼を受けた。

《法人等》

事例 23 株式会社の設立の登記申請の代理と定款の作成及び認証の代理の依頼を受けた。法人格取得前の株式会社における確認対象者はだれか。

事例 24 株式会社の役員ではない総務部長から、当該株式会社の取締役の選任による役員変更の登記申請の代理の依頼を受けた。

事例 25 県の担当課から、県道用地として買収した宅地の所有権の移転の登記嘱託の依頼を受けた。

自治体自身を確認する必要があるか。

自治体の担当者を確認する必要があるか。

事例 26 公共嘱託登記司法書士協会の社員として、県が県道用地として買収した宅地の所有権の移転の登記嘱託の依頼を受けた。

『本人確認書類』

事例 27 番号法に基づくマイナンバーの「通知カード」を本人確認書類として提供された。

マイナンバーカードの場合はどうか。

事例 28 登記情報提供サービスの利用による株式会社の登記情報が印刷された書類を本人確認書類として提供された。

事例 29 提供された運転免許証に記載された住所が現在の住所とは異なっていたため、補完書類として、携帯電話料金の領収書の提供を受けた。

提供された確認書類の氏名が現在の氏名と異なっている場合に補完書類の提供を受けて補うことはできるか（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条 2 項）。

事例 30 本人確認書類として提供された旅券に住所の記載がなかったため、本人の住所氏名が記載されているゆうちょ銀行の通帳を補完資料として提供された。

『確認の方法』

事例 31 施設に入所している成年被後見人の住民票上の住所が従前のままとなっている場合に本人特定事項の確認はどのように行うのか。

事例 32 株式会社の本店や支店として登記されていない営業所の担当者から、当該会社の登記事項証明書がファクシミリにて送付されてきた場合に本人特定事項の確認はどのように行うのか。

対面の方法による場合と非対面の方法による場合の違い。